なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㈦　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）

㈧　構造・階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、いずれの場合も当該構造が地上４階以上

㈨　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

④　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（詳細は入札説明書参照。）。

㈠　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記②㈠の全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工経験を有していること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

また、当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴から入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において同７⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同７⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「仙台第１地方合同庁舎増築棟⑴建築工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

東九州道（鹿屋～曽於）大鳥川橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 16 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　東九州道（鹿屋～曽於）大鳥川橋上部工工事

２　工事場所　鹿児島県曽於郡大崎町野方若松地内

３　工事内容

橋　　長：Ｌ＝292.0m

橋梁形式：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋

４　予定工期　契約締結の翌日から平成25年12月20日まで

５　申請の時期

平成23年12月19日から平成24年１月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成24年１月17日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公示（建設工事）」（平成23年12月16日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）４⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公示（建設工事）」（平成23年12月16日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。